

## 参考資料4 用語説明

### 【芦屋国際文化住宅都市】

(第4次芦屋市総合計画基本構想より)

昭和26年(1951年)に住民投票によって生まれた本市のみに適用される地方自治特別法「芦屋国際文化住宅都市建設法」に基づき、これまでの本市の総合計画では将来像に「国際文化住宅都市」を表してきました。

このことについて市民会議では、この法律が公布されてから60年が経ち、グローバル化や高度情報化の時代となった今日では「国際」は特別なことではなくなっていることや、芦屋は「都市」よりもコンパクトな「まち」のイメージがふさわしいという意見が多くあった一方で、やはりまちの個性としては大事にすべきではないかという意見もありました。

目標とするまちの姿を示すものとしては、現在では特徴的ではないという見方もありますが、このような本市だけに適用される特別法があるということは、まちの個性として欠かせないものであると本市としては考えています。



市木 クロマツ



市花 コバノミツバツツジ

「後期基本計画」の本文中で「\*」印をつけている用語の説明です。 (50 音順)

**【数字、アルファベット】**

用語	説明
1・17 祈りと誓い	平成7年(1995年)1月17日に発生した阪神・淡路大震災の犠牲となられた方々の名簿が埋蔵されている芦屋公園(芦屋市浜芦屋町)内「阪神・淡路大震災慰靈と復興のモニュメント」前に献花台と記帳所を設け、午前5時から午後5時まで献花と記帳を受け付けている。この催しは、平成13年(2001年)1月17日から毎年執り行われている。
CAP	子どもへの暴力防止プログラム。子どもたちが、あらゆる暴力から身を守るために人権教育プログラムで、本市では、全小学校3年生とその保護者を対象に実施している。
DV(ドメスティック・バイオレンス)	配偶者等からの、身体的暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力、社会的暴力、子どもを巻き込んだ暴力のこと。
DV相談室	配偶者暴力相談支援センターのこと。配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づき設置し、被害者からの相談に応じ、相談機関の紹介や被害者の安全確保のための一時保護施設への措置等と、保護命令制度の情報・保護する施設の情報・自立のための情報について、提供・助言・連絡・調整等を行っている。
DV被害者支援ネットワーク会議	配偶者等からの暴力被害者及び同伴する子に関し、市、警察及び県等の関係機関が専門性と連携の下で組織的に対応することにより、被害者等の保護及び支援を図るためのネットワーク会議。
ICT	Information and Communication Technology の略語。情報通信技術のこと。
ICU室	Intensive Care Unit の略語。重篤な患者に対し、医師や看護師が24時間体制で高度な医療・看護を行うことを目的とした、病院内の施設のこと。急性心不全や脳卒中、致死性不整脈といった急性症状を起こした患者のほか、高度な術後管理が必要な患者などが収容される。
PFI	Private Finance Initiative の略語。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、民間主導により公共サービスの提供を行うことで、より効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るもの。

**【あ】**

用語	説明
愛護協会	青少年育成愛護活動を積極化し、青少年の非行防止と健全育成を目的とする団体。市が委嘱する愛護委員を2年以上継続して活動する方が中心となって組織し、市の助成を受けずに、協会員の会費のみで運営されている。平成27年度（2015年度）の会員数141名。
芦屋川カレッジ・芦屋川カレッジ大学院	60歳以上の市民を対象に公民館が生涯学習の機会を提供する事業。参加者が学ぶ楽しさ、友との出会い、交流を通じて、より豊かな人生を一緒に送れるようになることを目的とする。カレッジ大学院は、芦屋川カレッジを卒業した方に対し、さらに学べる場を提供するもの。
芦屋川特別景観地区	景観法に基づく景観地区として、芦屋川沿岸一帯の地域を指定したもの。芦屋川の景観保全を目的として、高さや壁面後退等の規制が設けられている。
あしゃキッズスクエア事業	文部科学省の放課後子供教室事業として、小学校を利用して、地域の方の参画も得ながら、児童が放課後や長期休業中などを安心して過ごせる居場所の提供を行う事業。平成27年度（2015年度）は、精道・山手・潮見小学校で開始している。
芦屋市環境づくり推進会議	本市の環境づくりを市民、事業者及び行政の連携により推進するため、市民代表、事業者代表、自然環境等の専門的知識を有する者、市関係職員により組織された会議。
芦屋市国際交流協会	芦屋市に住む外国人を中心に、生活支援及び世界各国の人たちとの交流を深めるために、芦屋市の国際交流活動を支援することを目的とするNPO法人。
芦屋市障がい4団体	芦屋市障がい団体連合会を組織している団体（芦屋市身体障害者福祉協会、NPO法人芦屋市手をつなぐ育成会、芦屋市身体障害者父母の会、芦屋家族会）。
芦屋市障害者雇用奨励金	市内に居住する障がいのある人の雇用機会を増大を図るために、継続して障がい者を雇用する事業主に対して、一定期間その賃金の一部を助成するもの。
芦屋市通学路交通安全プログラム	児童生徒の通学路の安全を確保するため、関係機関が連携して点検を行い、対策の改善・充実を図っている。取組をP D C Aサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っているもの。
芦屋市マンションネットワーク会議	マンション区分所有者同士の情報交換や意見交換会を開催し、マンションの管理の改善に役立つようにサポートを行うもの。
芦屋庭園都市宣言	全国に誇りうる芦屋の自然や環境を守り、気品のある落ち着いた都市整備に取り組み、芦屋のまちがひとつ大きな庭園となるように花と緑いっぱいのまちづくりをさらに進めて世界中の人々が一度は訪れてみたいと思うまちを目指すため、平成16年(2004年)1月1日に「芦屋庭園都市」を宣言した。
アシヤニュースレター	芦屋市在住外国人の方向けに、日本語・英語併記で生活、イベント情報等を掲載した英語版広報紙のこと。年4回（4, 7, 10, 1月）発行している。
芦屋わがまちクリーン作戦	環境衛生協会主催で春と秋に芦屋川流域などにおいて、自治会、学生や事業者等のボランティアにより行う清掃活動のこと。

## 【い】

用語	説明
イクメン	子育てを楽しみ、自分自身も成長する男性のこと。または、将来そんな人生を送ろうと考えている男性のこと。
一次救急医療・二次救急医療	一次救急医療は、かぜによる高熱や家庭では処置できない切り傷といった帰宅可能な軽症患者に対応する救急医療、二次救急医療は、入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する救急医療をいう。
インクルーシブ教育	障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組みのこと。障がいのある人が排除されることなく、自己の生活する地域において教育の機会が与えられること、個人に必要な配慮や指導の場が提供されること等が必要とされている。

## 【う】

用語	説明
雨水浸透施設	雨水を地下に浸透させるために設置する雨水浸透ます、浸透管などをいう。
家読（うちどく）	「家庭読書」、「家族読書」の略語で、家族で読書の習慣を共有することや読書を通じた家族のコミュニケーションづくりを目的としている活動のこと。

## 【お】

用語	説明
オープンガーデン	「芦屋庭園都市宣言」を実現していくためのアクションプログラムのひとつで、市が主催して毎年5月に10日あまりの公開期間を設けて、市内の緑化グループが活動している花壇や個人宅の庭を巡る催し。平成18年(2006年)から開催しており、10回目となった平成27年(2015年)は、100か所を超える参加となっている。

## 【か】

用語	説明
介護予防センター	高齢者がいきいきとした生活を送っていただくことを目的として、トレーニングマシンを設置して運動トレーナーの指導によるエクササイズを行ったり、歯科衛生士や管理栄養士による講座を開催する等運動機能だけでなくコミュニケーションの場として設置された施設。
介護予防・日常生活支援総合事業	現在介護保険の予防給付の訪問介護と通所介護として行われている事業の今後の受け皿として創設された新しい仕組み。①訪問型サービス②通所型サービス③他の生活支援サービス④介護予防ケアマネジメントからなり、平成27年度(2015年度)から平成29年度(2017年度)までに全自治体が移行し、地域の自主性や主体性に基づき作り上げていくもの。
花壇活動団体・緑化団体	芦屋市内の集合住宅敷地内、公園花壇や幹線道路において、花や緑の育成・保全活動を10人以上のグループで行っている団体のこと。

**【か】(続き)**

用語	説明
上宮川文化センター	地域住民の社会的、経済的及び文化的生活の改善向上並びに同和問題の速やかな解決に資するとともに、児童の健全な育成を図るために、諸活動を実践推進し、明るく住みよいまちづくりに寄与することを目的として設置された、「隣保館」と「児童センター」の複合施設のこと。
環境マネジメントシステム	組織や事業者が環境方針、目的・目標等を設置し、その達成に向けた取組を実施するための体制・プロセスのこと。本市においては、平成19年3月1日から「芦屋市環境マネジメントシステム」を導入している。
がん診療連携拠点病院	がん（肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がん）の診療などに関する地域のがん医療の核となる病院で厚生労働省が指定するもの。指定を受けた病院においては、専門的ながん医療の提供、地域のがん診療連携体制の構築、がん患者への相談支援・情報提供などの役割を担う。
緩和ケア	がんなどによる痛み、吐き気、息苦しさ等の様々なつらい身体の症状や精神的な苦痛を和らげ、家族を含め患者の心理的・社会的な苦しみや悩みを和らげるケアのこと。患者の意思を尊重し、その人らしく充実した日々が送れるような援助を行うもの。

**【き】**

用語	説明
緊急・災害時要援護者台帳	災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々を登録した台帳のこと。
救急救命士	平成3年（1991年）4月23日に救急救命士法が制定され、病院への搬送途上に限り、傷病者に対し救急車などにて救急救命処置を施し、速やかに病院へ搬送することを目的とした国家資格の名称。
緊急・災害時要援護者台帳	災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々を登録した台帳のこと。

**【け】**

用語	説明
計画相談支援事業	平成24年度（2012年度）から始まったもので、障がいのある人や保護者、支援者の生活全般にわたる要望を相談支援事業者などの相談員が聞き取り、障がい福祉サービス等の提案・調整を行う事業。
景観重要樹木	景観の形成上重要な価値があると認められる樹木で、樹形などが美しく地域住民に親しまれているなど、市が定める方針にしたがって、市が指定するもの。
経常収支比率	毎年度決まって収入される財源（経常一般財源＝市税、地方交付税等）のうち、毎年度決まって支出する経費（経常的経費＝人件費、扶助費、公債費等）に充てられる割合。この比率が高いほど財政が硬直化して余裕のない状態とされる。本市では公債費（借金の返済に充てる費用）の割合が大きいため、他市と比較して経常収支比率が高くなっている。
権利擁護支援センター	保健福祉センター内に設置している、高齢者・障がいのある人などの権利擁護に関する相談から支援までを一元的、専門的に対応する機関のこと。

## 【ご】

用語	説明
公共施設等総合管理計画	地方公共団体が所有する全ての公共施設等について、地域の実情に応じて総合的かつ計画的に管理する計画で、公共施設等の現況及び将来の見通しとともに公共施設等の総合的な基本的な方針などを示すもの。
公共用水域	水質汚濁防止法によって定められる公共利用のための水域や水路のことをいう。河川、湖沼、港湾、沿岸海域、公共溝渠、かんがい用水路、その他公共の用に供される水域や水路のこと。ただし、下水道は除く。
交通バリアフリー推進連絡会	「芦屋市交通バリアフリー基本構想」に位置付けられた事業を推進するため、関係団体などによる情報交換ならびに相互間の連絡調整等を目的として設置したもの。
校務支援システム	幼稚園・小中学校をネットワークでつなぎ、学校業務を円滑に進めているシステムのこと。
高齢者生活支援センター	地域の高齢者への総合的な支援を行う機関。本市では、*地域包括支援センターの名称を「高齢者生活支援センター」とし、市内に4か所設置している。
声の広報	文字による情報の入手が困難な視覚に障がいのある人に対し、広報紙など地域生活をする上で必要な情報を音訳などにより定期的に提供することで情報支援を図るもの。
こくさいルーム	外国にルーツのある児童などを対象に、潮見小学校内に設置している教室の名称。主に放課後の時間を活用して、教職員やボランティア等が、対象児童に日本語指導や学習支援を行っている。また、様々な国の講師を招いての多文化交流イベントも定期的に実施しており、日本人児童と外国人児童とが、共に学び合う場となっている。
国土強靭化地域計画	「国土強靭化基本法」に基づき、地域が直面する様々な大規模自然災害等のリスクの影響の大きさや緊急度等を踏まえ、施策について個別の事業も含め、重点化・優先順位付けしながら、地域の強靭化を図るための計画。
こころの体温計	インターネット端末を利用して、ストレス度や落ち込み度をチェックできるシステムのこと。
子ども教室	文部科学省の放課後子供教室事業として、児童の安全・安心な居場所を確保するため、小学校などを利用して、地域の方の参画も得ながら実施している事業で、校庭開放や室内での体験学習などがある。平成27年度(2015年度)からの*あしやキッズスクエア事業開始後は、*あしやキッズスクエアの実施校(実施日)以外で実施。
個別避難支援計画	災害が発生し、又はそのおそれが高まったときに、避難誘導などを迅速かつ的確に実施するため*災害時要援護者一人一人について、その方の状況や避難支援方法等を具体的に定めたもの。
コミュニティ・スクール	小学校を学校の教育活動に支障のない範囲内において、地域住民に開放し、自主的な文化活動・スポーツ活動や地域活動を行うことを通じて、住民相互の連帯感や自治意識を高め、よりよいコミュニティの創造・発展を目的として活動しているもの。

**【さ】**

用語	説明
災害時協力井戸制度	災害時において、水道が長期間断水状態になった場合に備え、生活用水を確保するため、井戸水の供給に協力いただける市内の井戸所有者を登録する制度のこと。
災害時における（相互）応援協定	地震などによる災害時の相互応援についての協定。本市では、神戸隣接市7市1町による協定、国際特別都市建設連盟での協定、神戸市・芦屋市消防相互応援協定、兵庫県水道災害相互応援に関する協定などがある。また、民間事業者などとも災害時における物資の供給に関する協定などを交わし、迅速な応急復旧対策を行えるよう体制整備を図っているものです。
災害時要援護者	乳幼児、障がいのある人、病人、高齢者、妊婦、外国人等、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、災害の犠牲になりやすい人々をいう。災害対策基本法の改正に伴い、「要配慮者」と名称が変更されている。
サイン計画	道路交通の安全と円滑を図り、公共的施設を対象に案内・誘導の機能を果たすための看板の設置について、周囲の景観との調和、既存の道路標識との関連性を考慮し、一体的に整備するための計画のこと。
サポートファイル	障がい者手帳の所持に関わらず支援を必要とするかたが必要性を感じた時から使用し、様々な情報をまとめたもので、保護者とともに支援者が連携を図り、途切れのない支援を行うことを目的に作成するファイル。

**【じ】**

用語	説明
市営住宅等大規模集約事業	老朽化により建替えが必要となっている朝日ヶ丘市営住宅、朝日ヶ丘公社住宅、翠ヶ丘町22番A-1棟、南宮町市営住宅、浜町市営住宅及び西蔵町市営住宅の6団地を、効率的かつ効果的な建替えや維持管理等のコスト削減のため、高浜町1番に事業用地を確保し、そこに集約建替えを行う事業。また、当該敷地内に集会所など必要な付帯施設を整備するとともに、消防高浜分署の整備及び社会福祉施設用地の確保も行っている。
ジェネリック医薬品	ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果を持つ医薬品のこと。研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先発医薬品に比べて薬価が安くなっている。
事業継続計画（B C P）	災害対応業務のうち優先度の高い応急業務や、非常時においても優先度の高い通常業務などの対応策についての計画のこと。
市債残高	市の借金の残高。本市では阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業に多額の費用を要したため、その財源として発行した市債残高が現在も財政運営上大きな負担となっている。
指定管理者制度	地方自治体が所管する公の施設について、管理、運営を民間事業者を含む法人やその他の団体に、委託することができる制度。平成15年（2003年）の地方自治法改正により、これまで公共的団体（いわゆる外郭団体）に限定されていたものが、民間事業者、NPO法人等にも可能となり、施設の使用許可や料金設定の権限が与えられ、利用料を収入にすることもでき、民間などのノウハウを導入することで、サービス向上と効率化を目指すもの。

## 【し】(続き)

用語	説明
児童委員	地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う人。一部の児童委員は児童に関する仕事を専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。
市民後見人	一般市民による成年後見人。認知症などで判断能力が不十分になった人に親族がない場合などの理由により、一般市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や介護契約などの法律行為を行う。本市においては権利擁護支援センターで養成研修を行っている。
市民ひろば	「*地域ひろば」では解決が難しい全市的、広域的課題について「*地域ひろば」の出席団体と全市的な団体（社会貢献団体等）で協議を行う場で、本市では「市民ひろば」と名づけているもの。
事務事業評価	総合計画における各施策を達成するための手段である事務事業について、1年間の活動内容、経費、課題等を評価することにより、改善を図ろうとする仕組みのこと。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づいて、全国の市町村に設置されている民間団体（社会福祉法人）。地域住民が主体となって、それぞれの地域で抱えている課題や問題を解決していくよう、公私の社会福祉事業関係者の参加協力を得て、組織的な活動・支援を行う。芦屋市社会福祉協議会は保健福祉センター内に設置。
受動喫煙	室内などの環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。
障がい者基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者相談支援事業所への後方支援や複合・困難事例への対応等を行う機関のこと。
障害者差別解消支援地域協議会	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の規定により、地域における障がい者差別に関する相談や紛争の防止・解決を推進するためのネットワークを構築する観点から設置される、国や地方公共団体等の関係機関により構成された協議会のこと。
小規模保育事業所	0～2歳を対象とした定員6～19人の市が認可する保育事業を行う事業所のこと。保護者の就労などのために保育を必要とする乳児または幼児を保護者に代わって、家庭的保育に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する。
消費者市民	お互いの特性や多様性を尊重し、自らの消費行動が将来にわたって内外の社会、経済、環境に影響を及ぼしうることを自覚し、公正かつ持続可能な社会に主体的に参画することができ、防犯意識と犯罪予防の知識を持ち、適切な行動を実践できる市民のこと。
将来負担比率	財政規模に対する市債等の債務残高の比率。本市では阪神・淡路大震災からの復旧・復興事業に際して多額の市債を発行したため、他市と比較して将来負担比率が高くなっている。
シルバー人材センター	働く意欲のある高齢者を対象に、臨時の・短期的又は軽易な業務の機会を確保し、就業を通じて、社会参加と生きがいづくり、高齢者の能力を活かした地域づくりに寄与することを目的として設立された公益法人のこと。

**【す】**

用語	説明
スクールガードリーダー	子どもの安全を守るために、「通学路の巡回活動」、「不審者対応についての学校へのアドバイス」、「各地域で子どもを見守る」、「学校安全ボランティア」の指導等の活動を行っている警察OBや教職員OB等の防犯の専門家のこと。
スポーツ・フォーメ・エブリワン	すべての市民が豊かなスポーツライフを通して、アクティブ(主体的・活動的・健康的)で質の高い生活を実現すること。

**【せ】**

用語	説明
生活困窮者自立支援プラン	「生活困窮者自立支援制度」に基づく、制度の対象者のために本人と支援関係者が共同で作成する計画のこと。本市においては、福祉センター内の「総合相談窓口」において相談に応じている。
青少年リーダー	子ども会を中心とした地域活動や野外活動など青少年の団体活動やボランティア活動に参加して、コミュニケーション能力やマネジメント能力の向上を目指す青少年のこと。
施策評価	総合計画における各施策について、1年間の活動内容、経費、課題等を成果指標などを用いて評価することにより、改善を図ろうとする仕組みのこと。

**【ち】**

用語	説明
地域医療支援病院	紹介患者に対する医療提供、医療機器等の共同利用の実施等を通じ、第一線の地域医療を担う、かかりつけ医、かかりつけ歯科医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい構造設備などを有する病院として都道府県知事が個別に承認した病院のこと。
地域生活支援拠点等	相談や社会生活の体験の機会や場の確保、緊急時の受入れ・対応、人材の確保・養成や連携等の推進、地域の体制づくりを総合的に支える拠点のこと。
地域発信型ネットワーク	地域での福祉課題を早期に発見し、課題解決に向けた取組を進めため、自治会などの地域住民や*民生委員、行政、専門職、関係団体による情報共有・連携強化を目的とする会議を開催したり、課題解決に向け具体的な取組を進めるシステムのこと。事務局は芦屋市*社会福祉協議会が担う。
地域ひろば	地域課題解決の仕組みづくりとして、芦屋市自治会連合会のブロックごとに、地域の課題を解決するため、その地域に関わる団体の人たちが集まり、地域の実情を知り、解決の方策を考える場で、本市では、「地域ひろば」と名づけているもの。
地域包括ケア	要介護状態になってしまっても可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、住まい・医療・介護予防・生活支援を一貫的に提供していくこと。

## 【ち】(続き)

用語	説明
地域包括支援センター	主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師等が、高齢者の総合相談支援業務をはじめ、介護予防、包括的・継続的なケアマネジメント支援業務、権利擁護業務を行う機関のこと。「*高齢者生活支援センター」は、本市における地域包括支援センターの愛称。
地域密着型サービス	高齢者が身近な地域での生活が継続できるよう、平成18年(2006年)の介護保険制度改正によって創設された介護保険サービスのこと。本サービスは、市町村が介護サービス事業者の指定や指導・監督を行うとともに、日常生活圏域ごとに必要な整備量を調整(計画量を超える場合、市町村は指定を拒否することが可能)、原則としてその市町村の住民のみが利用でき、地域の実情に応じた基準や介護報酬の設定が可能。
地域見まもりネット事業	新聞や郵便など一般家庭に出入りする機会のある業者や地域住民がよく利用するスーパー・コンビニ等が市と協定を締結又は*社会福祉協議会に協力事業者として登録し、民間企業による見守り活動を行うネットワークのこと。
地区計画	都市計画法に基づき比較的小規模の地区を対象に、きめ細かな計画(土地利用、施設の配置、規模、建築物の用途、形態等)を定める制度のこと。地区特性にふさわしい態様を整えた良好な環境の街区を整備し保全するために定められる。
知の循環型社会	個々の学習成果が社会に還元、活用され、市民の生きがいや更なる学習意欲につながり、学習する人が増え広がるというプラスの循環が仕組みとして出来上がった社会。
チャレンジド雇用	障がいのある人(知的障がい、精神障がい、発達障がい)を対象に短期間、市役所において臨時の任用職員として雇用し、そこで業務の経験を踏まえ、ハローワークなどを通じ一般企業などへの就職へつなぐ取組のこと。
中間支援団体	市民活動団体のネットワークの拠点として市民と市民または組織をつなぎ、相談や情報提供、人材育成などの支援をする役割を担う団体・組織のこと。
チューター	算数、数学における児童生徒の学力向上、基礎基本の定着を図るために各小・中学校に1名ずつ配置している教員免許を持つ職員のこと。学習が遅れがちの児童生徒を中心に、授業の中での補助や、放課後の個別学習における支援を行っている。
長期優良住宅	長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅について、その建築及び維持保全に関する計画の認定を受けたもの。

## 【て】

用語	説明
適応教室	芦屋市立打出教育文化センター内に設置されている。不登校または不登校傾向にある児童生徒に対し、個に応じた教育相談や適応指導、保護者への支援を行う教室のこと。学習支援やレクリエーション、体験活動等、様々な活動プログラムにより、関係児童生徒の学校復帰を支援している。

**【て】(続き)**

用語	説明
出前講座	市内の事業所や各団体・グループを対象に、希望に応じて市職員を講師として派遣し、職務を通じて得た専門知識を分かりやすく説明する制度のこと。

**【と】**

用語	説明
統合型発信地表示システム	固定電話からの 119 番通報の通知位置を通知する「新発信地表示システム」と携帯・IP 電話からの 119 番通報の通報位置を通知する「位置情報通知システム」を統合したシステムのこと。
特定優良賃貸住宅	民間の土地の所有者などが、取得した賃貸住宅を、市が 20 年間管理し、家賃の一部を一定期間補助することにより、中堅所得者層に対して家賃負担を軽減して供給する優良な賃貸住宅のこと。
特別支援教育センター	障がいのある子どもに対する教育的支援の拠点で、保健福祉センター内にある。専任の指導員を配置し、学校園や保護者等への相談、支援を行っている。
土地開発公社	公有地の拡大推進に関する法律に基づき昭和 48 年（1973 年）4 月 2 日に公共用地などの取得、管理、処分等を行う事により、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に芦屋市が全額出資して設立した団体。平成 26 年（2014 年）1 月 17 日に兵庫県知事の認可により解散。
トライヤー・ウィーク	学校・家庭・地域の三者が連携して、中学生の心の教育の充実を図ることを目的として実施する事業で、中学校 2 年生が、学校を離れて地域のボランティアの指導のもと、職場体験、福祉体験、勤労生産活動等、5 日間、様々な体験活動を行っているもの。

**【に】**

用語	説明
認知症サポート	行政機関が実施主体となる「認知症サポート－養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で支援する応援者をいう。受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与される。
認定救急救命士	一定の各項目の教育・課程を修了し、都道府県メディカルコントロール協議会から認定を受けた*救急救命士のこと。医師の指示のもと「気管挿管」「薬剤投与（アドレナリン）」「ビデオ喉頭鏡を用いた気管挿管」「薬剤投与（ブドウ糖溶液）」「心肺機能停止状態でない傷病者に対する静脈路の確保」の行為を行える。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設のこと。0～2歳の子どもについては、保護者の就労などのために保育を必要とする乳児または幼児を保護者に代わって保育を行い、3～5歳の子どもについては、保護者の働いている状況に関わりなく、教育・保育を一緒に行う。

## 【は】

用語	説明
パイプライン施設	パイプライン施設は、投入可能な燃やごみを投入口が設置された地域から空気輸送により、輸送管で環境処理センターまで運搬する装置のこと。
はしご車架梯状況調査	はしご付消防ポンプ自動車が、中高層建築物の火災などにおいて消防活動などを行うために必要な通路、すえ付け空地の位置、構造及び空間等の調査のこと。
花と緑のコンクール	個人の庭やコミュニティ花壇等で年間を通して育てられている花や緑の写真を募集し、園芸専門員などによる審査の結果、優秀な活動に対して表彰している事業。
パブリックコメント	市の施策の策定に当たり、その施策の趣旨、目的、内容等を公表し、広く市民の意見を提出する機会を設け、提出された意見に対する市の考え方及び結果を公表する手続のこと。

## 【ひ】

用語	説明
非核平和都市宣言	世界中に核兵器が増え続け、1980年代に核戦争の危機が叫ばれる中、核兵器の廃絶を訴えるとともに、国是である非核三原則（作らず・持たず・持ち込ませず）の厳守を強く求め、1985年（昭和60年）10月15日に市議会が決議したもの。市は、この宣言の趣旨を踏まえ、毎年、平和関連事業を実施している。
病児・病後児保育	病気や病気回復期の生後6か月から小学校6年生までの子どもで、保護者の就労などの理由により、保護者が保育できない際に、一時的に子どもを預かる事業。

## 【ふ】

用語	説明
ファミリー・サポート・センター	地域での子育て支援の輪を広げることを目的として、子育ての援助をしたい人（協力会員）と子育ての援助をしてほしい人（依頼会員）とがお互いに助け合いながら育児の相互援助活動をする会員制の組織のこと。
フェニックス共済	「兵庫県住宅再建共済制度」のこと。兵庫県が、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、全国に先駆けて住宅再建共済制度を平成17年（2005年）9月からスタートしたもので、平常時から資金を寄せ合うことにより、災害発生時に被害を受けた住宅の再建・補修を支援する制度となっている。
福祉推進委員	*社会福祉協議会から委嘱された地域福祉を推進する活動を行う人。主には、日頃の暮らしの中で町内の方と交流を持ったり、支援が必要な方を把握したりと地域の特性に応じた活動を行っている。
プラント	下水処理場やごみ焼却場等の関係設備、施設等のこと。
ふるさと寄附金	ふるさとや特定の自治体を応援したい・貢献したいといった納税者の思いを実現するため、納税者が地方公共団体に寄附をされた場合、その一定限度までを所得税と合わせ個人住民税から軽減する寄附金税制のこと。 地方への税源移譲の効果と同時に、地方経済の活性化につながることも期待されており、平成27年（2015年）4月からは、寄附金控除限度額の引き上げや申告手続の簡素化など、制度の拡充がなされた。

**【ふ】（続き）**

用語	説明
プロジェクトチーム制度	庁内の組織横断的な行政課題の実施に向けての計画立案などを行うため庁内に設置する組織のこと。

**【へ】**

用語	説明
平和首長会議	昭和 57 年（1982 年）6 月に開催された国連軍縮特別総会において、広島市長が「核兵器廃絶に向けての都市連帯推進計画」を提唱したことを契機に設立された組織。設立以来、世界の都市と連帯し、核兵器廃絶と世界恒久平和の実現を訴え続け、平成 27 年（2015 年）6 月現在 160 の国・地域から 6,706 の都市（自治体）が加盟している。

**【ほ】**

用語	説明
放課後児童健全育成事業	厚生労働省の事業。保護者が労働などにより昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供する事業。市が実施する事業では、「留守家庭児童会事業」として、平成 27 年度（2015 年度）に全小学校で 12 学級を開設している。
防犯協会	防犯知識の普及、安全な地域環境づくり、少年の健全育成、覚せい剤など薬物乱用の防止、高齢者の防犯対策、悪質商法の被害防止、暴力の追放、風俗環境の浄化等の防犯活動を推進し、犯罪や暴力・非行のない安全で明るく住みよい地域社会づくりに寄与することを目的としたボランティア組織のこと。
保護樹	「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」第 35 条に規定するまちの美観風致を維持するために保護を図ることが必要と認める樹木のこと。
母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者に対し、個別に面接を実施し、本人の生活状況、就業への意向、資格取得への取組等について状況把握を行い、自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所と連携して個々のケースに応じた支援メニューを選定及び実施につなげる事業。
本人通知制度	本人などの代理人や第三者に、住民票の写しや戸籍抄本等の証明書を交付した場合に、事前に登録をされた方に対して、証明書を交付した事実を通知する制度。 この制度は、結婚差別や就職差別につながる不正な身元調査に使用するために住民票や戸籍謄抄本を取得した場合に、不正取得が発覚しやすくなることにより不正請求を抑止し、人権擁護につながることを目的としている。 本市では平成 26 年（2014 年）7 月から導入。

## 【ま】

用語	説明
マイナンバー制度	住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される制度。 平成27年(2015年)10月よりマイナンバーの付番が始まり、平成28年(2016年)1月より社会保障、税、災害対策の分野のうち法律などで定められた事務についてマイナンバーの利用が開始される。
まちづくり協定	まちづくり協議会などに代表されるまちづくり活動団体が、地域のまちづくりにおいて、主に建築に係る内容について遵守されるべき事項を定めたもの。申請によって市長の認定を受けることができる。
まちづくり防犯グループ	「地域の安全は地域自らが守る」との志から結成され、防犯パトロールや子どもの見守り活動等の防犯活動やまちの美化活動等、安全で快適な暮らしの実現を目指した活動をされている、市民による自発的な地域防犯組織のこと。
まちづくり連絡協議会	まちづくり協議会での活動によって得られた経験や知識を活かし、地域や市全体のまちづくりに寄与するための活動を目的とした、各地域から選出された複数の委員によって構成される協議会のこと。

## 【み】

用語	説明
緑の保全地区	本市全体の緑の保全と緑の推進を図るために定められた「緑の基本計画」における芦屋らしい緑を守る施策として、まちの美観風致上その緑の環境を保全することが必要な地区として指定している地区のこと。
民生委員	民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、地域において、住民の社会福祉に関する相談に応じ、必要な支援を行う人のこと。また、児童福祉法により「*児童委員」を兼ねている。

## 【む】

用語	説明
むこねっと患者情報共有システム	平成21年度(2009年度)より兵庫県地域医療再生計画事業で構築された阪神間7市1町を対象とした医療連携システムで二次救急システム、患者情報共有システム等のシステムから構成されるもの。 患者情報共有システムは、当該病院と他の医療機関の間に、セキュリティを確保したネットワークを構築し、当該病院の電子カルテシステムに保管されている患者の診療情報を他の医療機関で閲覧できるシステム。

## 【も】

用語	説明
持ち去り防止パトロール	「芦屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」で、行政回収のごみステーションと集団回収の集積場所からの再生資源(紙類、缶、瓶、ペットボトル)を持ち去る行為を禁止しており、再生資源を回収する日の朝にパトロールを実施して、違反者の取締りを行うもの。

**【イ】**

用語	説明
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)のこと。

**【よ】**

用語	説明
要保護家庭	経済的な理由により就学させることが困難、あるいは虐待や非行等により保護を必要とする子どもがいる家庭のこと。
要保護児童対策地域協議会	児童虐待や非行等、0歳から18歳未満の子どもとその家庭にかかわる問題や養育支援が必要な妊婦等について、法律に基づき、関係機関などの連携により適切な支援を図る組織のこと。

**【ら】**

用語	説明
ライトダウンキャンペーン	地球温暖化防止のため、期間を定めてライトアップ施設や家庭の照明を消す運動のこと。環境省では、平成15年(2003年)から毎年初夏に実施し、6月21日から7月7日の間、「CO <sub>2</sub> 削減／ライトダウンキャンペーン」を実施。6月21日(夏至の日)と7月7日(クールアース・デー)両日の夜8時から10時までの2時間特別実施日として設定し、全国のライトアップ施設や各家庭の照明の一斉消灯を呼び掛けている。

**【り】**

用語	説明
理科推進員	小学校5、6年生の理科の授業において、観察・実験等における準備や片付け等で教職員の支援を行い、理科学習の充実・活性化を図ることを目的に、各小学校に1名ずつ配置している人。
緑被率	市域において、都市公園、樹木・樹林、草地・芝生地、河川・池沼、農地等が占める割合のこと。

**【わ】**

用語	説明
ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和の意味で、一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のこと。
ワークショップ	市の施策の策定に当たり、一定の案を集めることを目的に、市民が参加し、各種共同作業などを実施する方法のこと。
若者相談センター「アサガオ」	社会生活を円滑に営む上で、ひきこもり、ニート、不登校等の困難を抱える子ども・若者及びその家族の自立や支援を行うための若者相談窓口のこと。